資格の大原

一般社団法人 地方公会計研究センター
学校法人 大原学園大原簿記学校

地方公会計教科書（応用編）

― 地方公会計検定２級対応 ―

大原出版

はしがき

1．地方公会計検定の実施が発表され、その案内とプレテストが開催されましたが、予想をこえて大きな反響を呼びました。純粋の民間事業でありながら、この大きな盛り上がりは、地方公会計の重要性をあらわしています。地方公会計は、当初の「資産と負債の整理」というどちらかと言えば、消極的なコンセプトから出発しましたが、その後「公共施設等総合管理計画」への活用等を経て、自治体経営の「用具」から、今では経済財政諮問会議の重要テーマとして、日本の構造改革の一翼に位置付けられています。成長のためには、構造改革が不可避であります。その意味では地方公会計の役割は、とても大きいと思われます。

2．地方公会計によって、まず各地方公共団体の財政の状況が正確につかまれねばなりません。国債の圧倒的な累積の類推から、地方財政の危機が、無内容に叫ばれたり、「知恵と勇気のなさ」の口実に「財政危機」が使われていないでしょうか。「地方財政の本当の問題はどこにあるのか」、私たちは今こそ正しいデータをもとに検討しなければならないと考えます。

　第一次公会計の中で、私達は全ての地方公共団体が資産更新問題（老朽化への対応）をかかえていることを知りました。一方で国家に膨大な借金がある限り、「戦争」のような浪費がなかったのですから、他方で膨大な資産があることも、考えてみれば、当然のことであります。公的資産は一方で私たちにはかり知れない便益をもたらしていると同時に、将来の負担ともなっています。問題は単純ではありません。こうした中で正しい解答を得るためには、正しいデータが必要であります。

　簿記の役割とはそのようなものであります。

3．「バランスシートで読みとく世界経済史」と「帳簿の世界史」という二つの好著が、一昨年、昨年と続けて発刊され、多くの注目を浴びました。二つとも近代社会の誕生に於いて、「簿記」が果たした役割が生き生きとえがかれています。日本では国家の中枢に、これほど簿記が影響を与えたことはなかったと思います。これが現在のさまざまな経済上の問題の発生とは無縁ではないのでしょう。公会計はこうした視点からも重要だと思われます。経済活動全体の１/４を占める、中央・地方の国家組織の財政に「正規の簿記」が普及すること、これを通じて「国のかたち」「地方のかたち」が変わっていくことを願わずにはおれません。

平成28年５月

一般社団法人　地方公会計研究センター

本書の利用方法

1 項目ごとに全体像を把握しましょう

本文の読解前に学習項目の目次を確認し、全体像を掴みましょう。

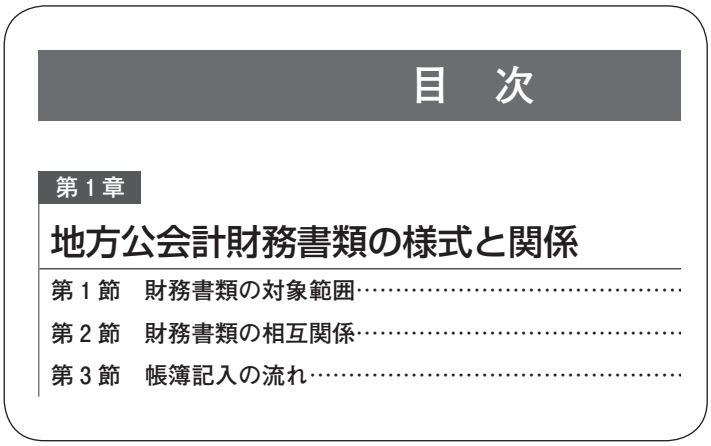

目　次

第１章

地方公会計財務書類の様式と関係

第１節　財務書類の対象範囲……

第２節　財務書類の相互関係……

第３節　帳簿記入の流れ……

全体像をイメージ！

2 本文を一読してみましょう

本文中の重要語句は太字になっていますので、太字箇所は特に注意して読み進めていきましょう。

また、重要項目が一目でわかる図解もついていますので、図解と照らし合わせて確認すると効果的です。

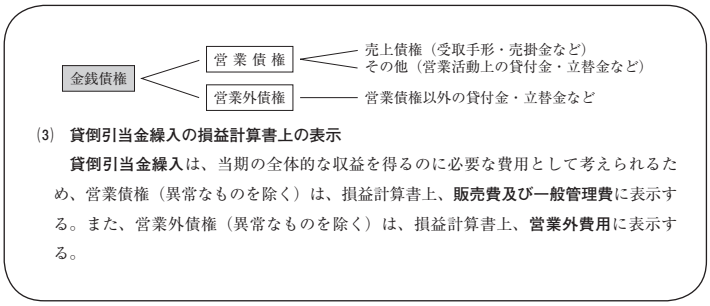

金銭債権
- 営業債権
  - 売上債権（受取手形・売掛金など）
  - その他（営業活動上の貸付金・立替金など）
- 営業外債権 ― 営業債権以外の貸付金・立替金など

⑶　**貸倒引当金繰入の損益計算書上の表示**

貸倒引当金繰入は、当期の全体的な収益を得るのに必要な費用として考えられるため、営業債権（異常なものを除く）は、損益計算書上、**販売費及び一般管理費**に表示する。また、営業外債権（異常なものを除く）は、損益計算書上、**営業外費用**に表示する。

重要語句も
図解でスッキリ！

3 範例を確認してみましょう

範例を解答して本文の理解度を確認してみましょう。

【範例１－１】 財務書類４表の関係

以下の資料を参照して、A市の財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）を作成しなさい。なお、資料から判明すること以外は、考慮しなくてよい。

〔資料〕各財務書類の項目の金額

１．貸借対照表

固定資産	619,500百万円
流動資産	
うち、現金預金	各自推算
現金預金以外	9,800百万円
固定負債	158,900百万円
流動負債	11,200百万円
純資産	各自推算

答案用紙（単位：百万円）

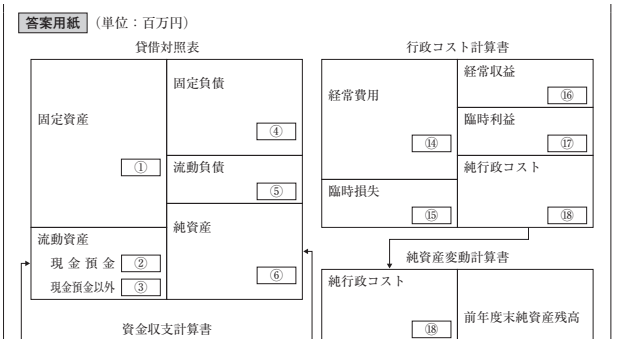

本文や図解を参照しながら答えを考えてみましょう

答えがわかったら答え合わせをしてみましょう
間違ったらもう一度本文を確認！

4 練習問題を解答してみましょう

本文の中に check! 問題集 第１編 問題２－１ といった表現がされている箇所があります。

これは、そこまでの内容で姉妹編の「地方公会計問題集（応用編）」（別売）の該当問題が解答可能であることを示していますので、問題集をお持ちの方はぜひチャレンジしてみましょう。

目　次

第１章

地方公会計財務書類の様式と関係

第１節　財務書類の対象範囲……2
第２節　財務書類の相互関係……3
第３節　帳簿記入の流れ……13

第２章

地方公会計特有の論点

第１節　総　論……26
第２節　現金（歳計現金と歳計外現金）……27
第３節　棚卸資産……28
　1　棚卸資産の範囲……28
　2　棚卸資産の取得原価……28
　3　公会計における棚卸資産……29
第４節　未収金、長期延滞債権……30
第５節　基　金……32
第６節　有価証券・出資金……33
第７節　繰延資産……34
第８節　引当金……36
　1　総　論……36
　2　貸倒引当金（企業会計）……37
　3　徴収不能引当金（公会計）……44
　4　賞与引当金（企業会計）……45
　5　賞与等引当金（公会計）……46
　6　退職給付引当金（企業会計）……47
　7　退職手当引当金（公会計）……56
　8　債務保証損失引当金（企業会計）……58
　9　損失補償等引当金（公会計）……58
第９節　リース資産……59
　1　リース取引……59
　2　ファイナンス・リース取引に係る借手の会計処理（企業会計）……60
　3　オペレーティング・リース取引に係る会計処理（企業会計）……64
　4　ファイナンス・リース取引の判定基準等（企業会計）……65
　5　リース資産およびリース債務の計上額（借手）……68

6　統一的な基準における規定（公会計）……70
第10節　公　債……74

第３章

仕訳例

第１節　歳入科目（特定）……78
1　地方譲与税……78
2　税交付金……79
3　地方特例交付金……79
4　地方交付税……80
5　交通安全対策特別交付金……80
6　分担金及び負担金……81
7　使用料及び手数料……82
8　繰入金……83
9　諸収入……84
第２節　歳出科目（特定）……86
1　人件費について……86
2　需要費……87
3　役務費……89
4　扶助費……91
5　補償、補填及び賠償金……92
第３節　歳入科目（仕訳複数例）……94
1　財産売払収入（固定資産）……94
2　基金繰入金……96
第４節　歳出科目（仕訳複数例）……98
1　投資及び出資金……98
2　積立金……99
3　繰出金…… 100
第５節　非資金仕訳…… 102
1　リース資産…… 102
2　満期保有目的有価証券等の強制評価減…… 105
3　満期保有目的以外の有価証券の評価…… 106
4　投資損失引当金…… 107
5　徴収不能引当金…… 108
6　歳計外現金…… 109

第４章

固定資産台帳の実務

第１節　固定資産台帳の概要…… 119
1　固定資産台帳と仕訳伝票…… 119
2　建設仮勘定明細表…… 119
3　リース・ＰＦＩ明細表…… 119

第２節　固定資産台帳の業務フロー…… 122
1　新年度開始①…… 123
2　記帳・仕訳の締切④…… 123
3　作表等及び検証⑥…… 123
4　期末整理・台帳閉鎖⑦…… 123
5　決算手続の進行管理⑧…… 123

第３節　固定資産増減異動情報の取得…… 124
1　歳入歳出を伴う場合…… 124
2　歳入歳出を伴わない場合…… 125
3　台帳への記帳について…… 125

第４節　固定資産の増減事由…… 126
1　増減異動事由…… 126

第５節　償却計算と耐用年数の基本事項…… 127
1　償却計算と耐用年数の基本…… 127
2　資産登録単位の原則と開始時における特例…… 127
3　資本的支出の耐用年数の扱い…… 128
4　一部除却の場合の償却計算の方法…… 128
5　使用可能期間を耐用年数とできる場合…… 128
6　複合資産の耐用年数及び用途変更に伴う耐用年数…… 128
7　中古資産の耐用年数…… 129
8　備忘価額の計上…… 129

第６節　減価償却計算の特例…… 130
1　標準減価償却…… 130
2　資本的支出…… 131
3　償却資産の一部増加…… 132
4　償却資産の分割と一部除却…… 133
5　償却資産の耐用年数変更…… 134

第 7 節　一般の固定資産増減にかかる仕訳…… 135
第 8 節　リース資産の仕訳…… 139
第 9 節　固定資産台帳の集計…… 140

第 5 章

注記及び附属明細書

第 1 節　注　記…… 142
1　重要な会計方針…… 142
2　重要な会計方針の変更等…… 142
3　重要な後発事象…… 143
4　偶発債務…… 143
5　追加情報…… 143
第 2 節　附属明細書…… 145
1　貸借対照表の内容に関する明細…… 146
2　行政コスト計算書の内容に関する明細…… 154
3　純資産変動計算書の内容に関する明細…… 155
4　資金収支計算書の内容に関する明細…… 156

第 6 章

連結財務書類

第 1 節　連結会計総論（企業会計）…… 160
1　連結財務諸表…… 160
2　連結財務諸表作成における一般原則…… 161
3　個別財務諸表と連結財務諸表…… 162
第 2 節　連結手続（企業会計）…… 164
1　取得日連結…… 164
2　子会社の資産および負債の時価評価…… 164
3　投資と資本の相殺消去…… 166
4　連結会社相互間取引の相殺消去 …… 173
第 3 節　連結財務書類の対象範囲と連結の方法（公会計）…… 174
1　財務書類の対象となる会計…… 174
2　連結財務書類の対象範囲と基本的な考え方…… 175
3　連結対象団体ごとの連結の方法…… 176

第 4 節　連結決算日…… 179
第 5 節　連結財務書類の体系…… 180
第 6 節　連結財務書類の作成手順…… 183

第１章　地方公会計財務書類の様式と関係

第２章　地方公会計特有の論点

第１節　総　論
第２節　現金（歳計現金と歳計外現金）
第３節　棚卸資産
第４節　未収金、長期延滞債権
第５節　基　金
第６節　有価証券・出資金
第７節　繰延資産
第８節　引当金
第９節　リース資産
第10節　公　債

第３章　仕訳例
第４章　固定資産台帳の実務
第５章　注記及び附属明細書
第６章　連結財務書類

第１節　総　論

民間会計（企業会計）とは異なるルールに基づいて作成された官庁会計の決算内容は、民間で広く理解されることは難しいのが実情である。よって、公会計では民間会計のルールに準じて官庁の決算を作成公表することになった。更に、統一的な基準ではより理論的な観点から民間会計を意識して変更が加えられた。しかし、元々、地方公共団体特有の資産の存在や考え方があり、それらを反映したものでないと地方公共団体の実態を正確に表すことができないことになる。従ってそれら留意すべき項目につき、下記に説明していく。

（注１）　仕訳を起こすタイミングによって、《発生の都度仕訳を行う方式（以下、日々仕訳という）》と《期末に一括して仕訳を行う方式（以下、期末一括仕訳という）》の２方式がある。下記においては、日々仕訳を前提として記載している。

（注２）　条文の引用については、次のような表記とする。

財務書類作成要領：要領

資産評価及び固定資産台帳整備の手引き：資産評価手引き

地方自治法：地自法

地方自治法施行令：地自施

第2節　現金（歳計現金と歳計外現金）

地方公共団体が保有している現金には、大別して歳計現金と歳計外現金がある。

歳計現金とは地方自治法第235条の４に規定される地方公共団体の歳入歳出に属する現金である。

一方、地方公共団体に属しない現金を歳計外現金（歳入歳出外現金）という。具体的には地方公共団体職員の給与に係る源泉所得税や住民税そして公営住宅の敷金などがあり、民間会計（企業会計）における預り金である。こうした歳計外現金は地方公共団体の支払いに充てることができない理由から地方公共団体の本来の活動とは区別して取扱われる。また、地方自治法第235条の４第２項では“債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金または有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない”と規定されている。しかし、職員給与の源泉所得税等は、支払事務上、付随して発生するものであるため実務的には省略することはできない。従って、歳計外現金に関する従来の公会計上の処理については、地方公共団体の保有する現金として計上するか否かは、はっきりしていなかった。そこで、今回の統一的な基準では、地方公共団体の保有する現金として正式に貸借対照表に計上される扱いとなった（要領114）。

但し、資金収支計算書のなかでは欄外に歳計外現金の収支を計上することになっており、歳計現金と歳計外現金の収支結果を合算して貸借対照表の現金として計上されることになっている（要領218・219）。

〈仕訳例〉

Ａ市では、地方公共団体職員の給与支払いにおいて住民税500,000円を預かった。

（本年度歳計外現金増減額）－ＣＦ－	500,000	（預　り　金）－ＢＳ－	500,000

Ｂ市では、市営住宅の入居者から敷金として100,000円を預かった。

（本年度歳計外現金増減額）－ＣＦ－	100,000	（預　り　金）－ＢＳ－	100,000

第3節 棚卸資産

1 棚卸資産の範囲（棚卸資産の評価に関する会計基準・3、28、29、30）

棚卸資産は、商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等の資産であり、企業がその営業目的を達成するために所有し、かつ、売却を予定する資産の他、売却を予定していない販売活動および一般管理活動において短期間に消費される事務用消耗品等が含まれる。この棚卸資産の範囲は次のとおりである。

⑴　通常の営業過程において販売するために保有する財貨または用役

⑵　販売を目的として現に製造中の財貨または用役

⑶　販売目的の財貨または用役を生産するために短期間に消費されるべき財貨

⑷　販売活動および一般管理活動において短期間に消費されるべき財貨

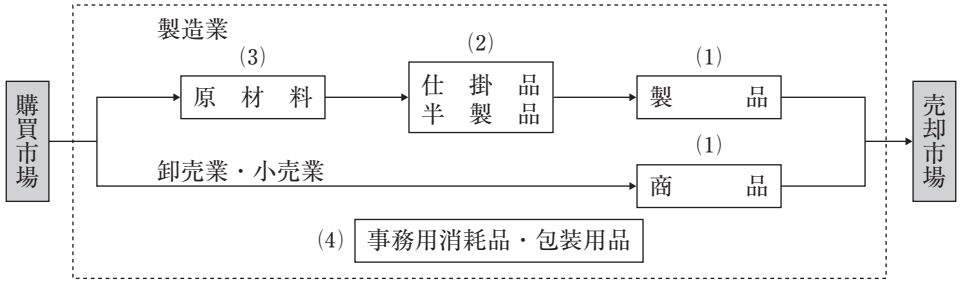

2 棚卸資産の取得原価（連続意見書第四・第一・五）

購入品と生産品の取得原価は次のとおりである。

⑴　購入品の取得原価

購入品の取得原価は、購入代価に引取費用などの付随費用の一部または全部を加算して決定される。購入代価と付随費用を具体的に説明すると次のようになる。

①　購入代価

購入代価は、送状価額から値引額、割戻額などを控除した金額とする。

②　付随費用（副費）

副費には、引取運賃、購入手数料、関税などの外部副費と、購入事務費、保管費などの内部副費がある。

⑵　生産品の取得原価

生産品の取得原価は、適正な原価計算基準に従って算定された正常実際製造原価をもって決定する。

3　公会計における棚卸資産

棚卸資産とは、売却を目的として保有している資産をいう（要領118）。

特に民間会計と異なる点はないが、地方公共団体自体が多岐にわたる業種業態を扱っているため、多様な棚卸資産が想定される。具体的には、個別の事業におけるパンフレット類（量的重要性により計上の有無が判断される）から土地開発公社における販売用土地まで考えられる。

〈仕訳例〉

A市では、ａ事業で作成したパンフレットの販売を行い、300,000円の収入があった。

なお、パンフレットについては、前期末において棚卸資産として200,000円が計上されていた。

（資産売却収入）－CF－	300,000	（棚卸資産）－BS－	300,000
（棚卸資産）－BS－	100,000	（資産売却益）－PL－	100,000

check! 問題集　問題２－１

第4節 未収金、長期延滞債権

未収金とは、通常、決算日から起算して１年以内に回収される債権であり、１年を超えて回収が予定される場合の長期未収金と区別される。公会計の場合は、現年調定現年収入未済の収入等と定義される（要領115）。換言すれば、調定手続きを経たが未だ徴収できていない収入分が未収金となる。地方公共団体においては調定という独自の手続きがあり、これは歳入の発生した権利内容を具体的に確認する自治体の内部的意思決定の行為となる。そして、この手続きを行ったうえで納税義務者に対して納税の通知がなされることになる（地自法231条、地自施154条）。つまりは、調定は債権の確定手続きを意味し、通知が行われる。未収分には、発生の時期により過年度分と現年分に分けられるが、過年度分の未収分については、４月１日に調定手続きが行われ、当年度分については出納整理期間の終了に伴い６月１日に調定手続きが行われることになる。

なお、上記手続きは税金や使用料手数料の徴収だけでなく貸付金の回収も対象となる。貸付金も回収期限が到来するものにつき調定の手続きが行われ、一旦、未収金の計上仕訳が行われる。そして年度中に徴収が行われた際に未収金の取崩がなされることになる。

また、最初に調定の手続きを経た未収金の回収期限が１年超にわたる長期のものについては、長期延滞債権に振り替えられる（民間会計における長期未収金や更生債権に該当する）。

〈仕訳例〉

Ａ市では、固定資産税10,000,000円に関する調定手続きが行われた。

（未収金－ＢＳ－）10,000,000　（税収等－ＮＷ－）10,000,000

Ａ市では、固定資産税9,000,000円の徴収を完了した。

（税収等収入－ＣＦ－）9,000,000　（未収金－ＢＳ－）9,000,000

Ａ市の期末（年度末）処理

仕訳なし

なお、期末一括仕訳では、下記のようになる。

Ａ市では、固定資産税10,000,000円に関する調定手続きが行われた。

仕訳なし

Ａ市では、固定資産税9,000,000円の徴収を完了した。

仕訳なし

Ａ市の期末（年度末）処理

（税収等収入－ＣＦ－）9,000,000　（税収等－ＮＷ－）9,000,000

（未収金－ＢＳ－）1,000,000　（税収等－ＮＷ－）1,000,000

check! 問題集 問題２－２

あとがき

1．複式簿記は、長い歴史をもった「体系的技術」であります。個々の原理は、それぞれ決して難解なものではありませんが、千差万別の取引を分類するわけですから、一つのまとまりある体系として理解することは、容易ではありません。

したがってその「原理」を抽象的に追及する「学」の世界は別にして、一般には、多くの事例の訓練により「体得」することに主眼が置かれてきました。コンピューターシステムにおける簿記の処理は正確性と迅速性に於て、大きな役割を果たしたのですが、「実践による体得」という点では、問題を残しました。ここに「簿記教育」がもつ重要な役割があると考えます。公会計も同じであります。公会計システムの整備が進んでおりますが、それを取り扱う人材養成が、火急の課題となっています。システムの自動化が進めば進むほど、それを取り扱う人の方は「原理の理解」が進んでいなければなりません。私たちの講座はそれを目指していますが、果たして皆様方のお役に立てたでしょうか。

2．公会計には、民間会計と比重の置き方がちがったところがあります。例えば補助簿である固定資産台帳の位置は全くことなります。公会計では、これは、民間の売掛元帳・買掛元帳・原価台帳の役割を果しています。また、連結会計の比重もちがいます。これは民間組織と公的組織の編成のちがいに由来しています。私たちの検定は前者は３級・２級で後者は２級・１級で扱うことにしており、１級の「活用問題」とも相まって、これらに対応することとしました。首尾よく、目的の果たせることを願っています。

一般社団法人　地方公会計研究センター

資格の大原 地方公会計 通信講座

公式教科書・問題集をメイン教材とし講義と問題演習で

合格できる実力を養成できます!

地方公会計講座のお申込み方法・詳細はコチラ
http://www.o-hara.ac.jp/best/koukaikei/

大原 公会計 検索

大原の自治体・団体・企業研修

3つの研修方法

1 通信教育方式
大原の通信講座を、個人または企業単位でお届けします。

2 講師派遣研修方式
大原の実力講師を各企業へ派遣しています。ご要望に応じたカリキュラムやスケジュールでカスタマイズした研修をご提案します。まずはご相談ください。

3 通信講座+スクーリング
通信教育と講師派遣を組み合わせた形の研修も提案しています。ご予算や研修期間・時間などの条件に応じてよい組み合わせをご提示します。ご相談ください。

研修のお申込み方法・詳細はお問い合わせください

大原人材開発センター 東京本部
〒101-8352 東京都千代田区西神田 2-7-16 遠藤ビル
☎ 03-3234-6220
（月曜日～金曜日 9：00 ～ 18：00）

◇ ◇ ◇

大原人材開発センター 関西本部
〒532-0011 大阪府大阪市淀川区西中島 3-15-22
☎ 06-4806-8669
（月曜日～金曜日 9：00 ～ 18：00）

本書内容に関する正誤及び法令等の改正に伴う修正については、資格の大原ホームページの「書籍サイト」http://book.o-hara.ac.jp/をご覧ください。
上記サイトに掲載されていない事項に関するお問い合わせや、本書内容に関する詳細な解説及び指導は行っておりません。あらかじめご了承ください。

地方公会計　教科書（応用編）

■発行年月日　平成28年６月１日　初版発行
■著　　者　一般社団法人 地方公会計研究センター
　　学校法人 大原学園大原簿記学校
■発 行 所　大原出版株式会社
　　〒101-0065
　　東京都千代田区西神田2-4-11
　　TEL　03-3292-6654
■印刷・製本　株式会社　メディオ

落丁本、乱丁本はお取り替えいたします。定価は表紙に表示してあります。
許可なく転載、複製することを禁じます。

ISBN978-4-86486-360-5 C1034